

《バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額について》

既存の居住用家屋(賃貸用住宅を除く)について、平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、家屋に係る固定資産税が工事完了の翌年度に限り3分の1減額されます。

【1 適用の要件】

以下①から③の要件すべてを満たしている住宅。

- ① 次のいずれかに該当する方が居住していること
 - ・65歳以上の方
 - ・要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ・障がいのある方で、障がい者手帳をお持ちの方
- ② 平成19年1月1日以前に建築された居住用家屋(賃貸住宅を除く)であること。
(店舗や事務所との併用住宅については、居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること。)
- ③ 下記「2 対象となる工事」に該当する工事を平成28年3月31日までにこなしていること。
- ④ 一戸あたりの工事費用(補助金等を除いた自己負担額)が50万円を超えていること。
(平成25年3月31日までに契約した工事については30万円以上)

【2 対象となる工事】

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床表面の滑り止め化

※エレベーターや階段用昇降リフトの設置工事は対象となりません。

【3 手続き】

工事完了後3カ月以内に次の①から③の書類を市役所課税課固定資産税係に提出してください。

- ① 高齢者等居住改修住宅・改修専有部分に対する固定資産税減額申告書
- ② 工事内容が確認できる書類
- ③ 自己負担額が50万円を超えていることを証する書類(領収書等)
(平成25年3月31日までに契約した工事については30万円以上、ただし契約日を証する書類が必要)
- ④ 居住者の要件が確認できる書類

【4 減額】

一戸あたり100㎡まで家屋の固定資産税の3分の1が減額されます。
減額期間は工事完了翌年度の1年度分です。